

令和6年度事業計画書及び活動予算書について（案）

自：2024年4月 1日

至：2025年3月31日

特定非営利活動法人静岡市障害者協会

## 2024年度事業計画の策定にあたって（所感）

会長 牧野善浴

2023年度は5月にコロナ禍が明け、徐々に平常モードに戻りつつありましたが、そうでないものもあっての次の時代になったことを感じています。協会もZoomなどによるオンラインの活用や、活動や支援を最低限でもしなやかに、当事者や家族の抱えている問題への対応を心掛けました。

前年度の団体としての活動での目玉は、障害者の奨学金の創設と災害時の対応でした。奨学金は初めての事業でしたが、なんとか募集要項を作り公募し、応募者21名から5名を選考し、5月から給付を始めます。障害のある学生が増え社会の認知度が広がることを期待し、今年度の学生も応援したいと思います。ただ一昨年の台風被害から災害時の対応の強化を働きかけましたが、壁が厚く、今年度に持ち越しています。

委託事業や相談関係では、本業である基幹相談支援センターの拡大する事業に取り組み、とその周辺の事業にも鋭意取り組んできました（説明は前段で）。

さて、2024年度の計画で、団体としての取組みは、「差別の解消」と「災害対策」が目玉でしょう。4月から「障害者差別解消法」の改正が施行され、合理的配慮の提供が民間も義務化され、社会生活の全般に及ぶようになりましたが、認知度も現実感もまだまだです。さらに、災害時の対応にはあきらめずに取り組みます。災害時の要支援者の支援の仕組みはあると言っても「幻」です。災害発生という本番で役立ちそうにありません。壁が多く、光も見えずです。それに対し、能登半島地震の被災地支援には、引き続き職員を派遣し、必要な支援を届けるとともに、静岡での全体の支援体制の課題から役立てようとしています。行政にも議会にも地域にも働きかけます。今年度も団体としての活動として防災、研修、差別解消・社会参加と3つの委員会を動かしつつ、地道に取り組みます。

委託業務に取組方針としては、「取り残さない支援の実現」です。いわゆる8割の対象者には有効でも、2割の人には役立たない支援や教育があります。その2割の中のさらに2割の人は支援がなくほとんど取り残されているというイメージです。例えばそれは触法系障児者であり、その支援の人材を養成する事業が具体的にはトラブルシューターの取組であり、キープセーフの活動です。横文字の詳細は、以下の事業の中でご説明します。

前年度も、障害者団体が大人しくなったと言われたと言いました。昨年度はその結果、障害者団体の声は施策や計画策定に反映されず、軽視された感じでした。

今年は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を実践していきます。団体が声を出し、それを受け止めていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

**特定非営利活動法人静岡市障害者協会**  
**令和6年度 事業計画書**

**1. 今年度の重点方針**

全体的な方針	障害者権利条約、こども権利条約の理念及びSDGsが示す「誰ひとり取り残さない社会」の理念が、地域社会において実現するために必要な提言、行動を行う。
対外的なテーマ	<p>① 静岡市の障害者プラン（児も含む）である「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」が策定されたが、その過程で十分な議論がなされていないことを鑑み、「静岡市障害者施策推進協議会」、「計画策定懇話会」、「静岡市障害者自立支援協議会」等の場を活用し、あらゆる障害者の地域生活課題の解決に資する計画の具体的な推進策について提言を行う。</p> <p>② 令和6年度から実施される施策である「重層的総相談支援体制整備事業」において、市行政直営の中核機関（調整機関）が十分に機能するよう障害者側の基幹相談支援センターとして提案協力する。</p> <p>③ 障害者団体への支援として、各団体の抱える課題の支援や声のない障害者の代弁などにも力を入れる</p>
事業の方針	業務の自然増、相談業務の多様化、困難化に対応するため、委託相談支援事業所等と一層連携を深め、個別事例を他機関と共有しながら、支援の引継ぎを行うことで、業務のスリム化を目指す。また、個別事例の移行的ためには、土台づくりとして地域の人材育成の観点が見逃せないことから、「主任相談支援専門委員」等との連携を強化する。
中長期目標の確認	策定した中期経営計画については、毎年度、その達成状況を確認し、理事会・正副会長会議・職員会議等の協議や会員団体からの意見を経て、必要に応じて改善する
事業の執行体制の強化・省力化・情報共有の徹底	委託事業、自主事業等の円滑な実施を図るために、職員の待遇の確保、より働きやすい職場環境の整備に努める。インターネットのクラウドサービス「キントーン」の活用により、職員相互の業務執行の情報の共有化を図る。

**2 今年度の事業概要（重点事業）**

◎は新規の事業、二重下線部はキーワード

<b>(1) 協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）</b>	
<p>① <u>会員との双方向の協議を進めるために、アンケートの実施や情報の共有のためのツールを試行する。</u> 評価機関の客観的な評価と助言を理解したうえで、課題の部分の改善に取り組む</p>	◎
<p>② <u>当協会で作成した中長期計画の中で、課題となっている「構成員の高齢化」「会員の減少」「活動の停滞」に対して、「会員の参画」を通して対応・改善により取り組む【「あるべき・ありたい未来の姿から現在を考える。（バックキャスト）】</u></p>	◎

<p>③ 会員団体への支援として、最近できた団体への立ち上げ支援、高齢化などで運営に課題が出てきた団体への支援、活動を終了する団体へのしえんなどそれぞれの団体の状況に応じた支援をする。</p>	◎
<p>④ 会員団体へのホームページ、CANPAN ブログ、安否コールなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する。 <u>新ホームページの運用を確実に</u>行い、活動の見える化と社会へメッセージを発信する</p>	

**(2) 高い外部評価を維持し、財政を安定化し、安定的な組織運営を図る (継続)**

<p>① 平成 29 年度に取得した<u>認定NPO法人格</u>について、<u>行政の審査を受け更新された</u>。またグッドガバナンス認証もコロナ禍の影響で 1 年遅れたが、審査機関の審査を受け昨年更新となった。 <u>認定 NPO 法人格の継続やグッドガバナンス認証の更新は行政や第三者機関により「運営が適正である」という評価であるので、最大限活用し、寄付金を広く募り、安定した財政基盤を作る。</u> 特に令和 5 年度に新たに奨学金事業が創設できたのは、篤志家から多額の寄付をいただいて実現したのであり、これまでの努力が評価された。</p>	◎
<p>② 引き続き認定 NPO 法人の維持のため、基本のパブリックサポートテスト（1 年間で 3,000 円以上の寄付者を 100 人以上）のクリアを目指す。（上記の絶対的評価基準がクリアできない場合は、相対的評価基準を用いる。）</p>	
<p>③ 会員の拡大について、市内の障害者団体のうち、未加入の団体（肢体系、聴覚系、脳外傷系等）に入会を働きかける。また協会の趣旨に賛同した個人会員の確保に努める。</p>	
<p>④ 通常総会を年 1 回、理事会を年 4 回程度開催し、協会を民主的に運営する。（年度途中で協会の運営に関する重要な事項については協議が必要な場合は臨時総会を開催する。）</p>	
<p>⑤ 篤志家の寄付による基金運営は、<u>会計単位を分離明確化（特別会計化）</u>し、財務の適正を期す。</p>	◎
<p>⑥ 障害者の雇用の推進と業務内容について、合理的配慮の提供を進める。</p>	

**(3) 障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）**

<p>下記の①～③の研修会については、<u>年度末に、簡易な提言書・報告書を作成する</u>。（会員団体による分担執筆・コラム等を依頼する。）</p>	◎
<p>① 障害者プランの勉強会を継続し、より政策提言および具体的な施策の推進ができるよう、意見を集約し行政に提案する（毎月第 3 水曜午前 10～12 時）</p>	
<p>策定された「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の内容を分析し、会員団体の課題や地域の課題の解決に必要な障害施策が確実に実現できるように、意見集約し行政・議会に提言する。</p>	◎
<p>令和 6 年度からの報酬改定とそれに伴う仕組みの変化を勉強し、障害者の生活への影響等に対し、課題については積極的に提言を行う。</p> <p>② 防災事業委員会を通じて、地域の防災力を高め、要配慮者支援を盛り込む (毎月第 1 火曜午後 6 時～8 時)</p>	◎

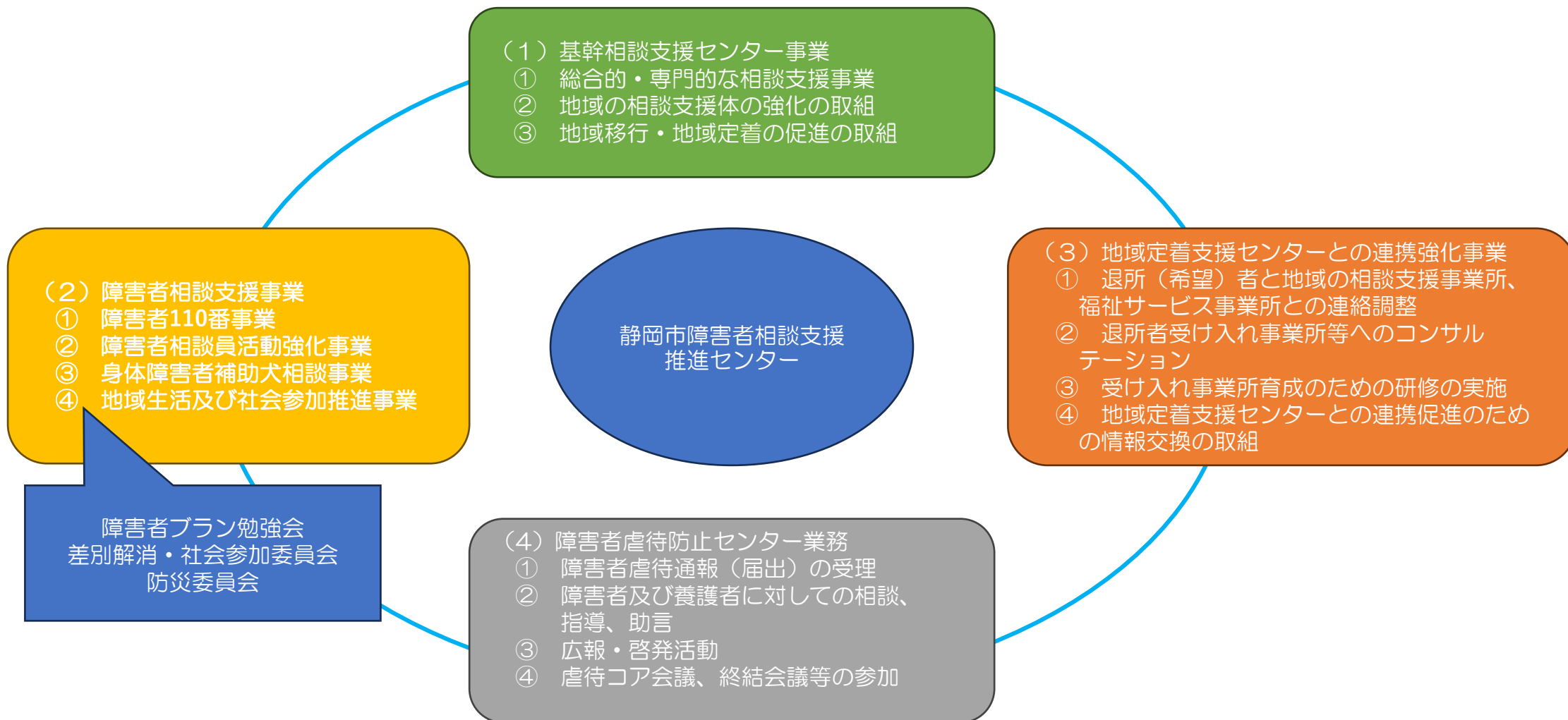
	<p>一昨年の台風15号の被害での経験を踏まえ、災害時の要支援者支援の仕組みの実効性に不安が生じているので、行政、議会に改善を要望するとともに、地域の自主防や民生委員への働きかけを強め、市社協などにも協力を要請する。</p> <p>避難行動要支援者名簿の活用、個別避難計画の策定、福祉避難所との連携、地域の指定避難所からのシームレスな支援をテーマとする。</p>	◎
③	<p>差別解消・社会参加委員会（前移動支援・バリアフリー委員会）にて活動を進める。（毎月第4木曜午後1時30分～3時30分）</p> <p>差別解消：<u>差別解消支援地域協議会が設置され、基幹相談支援センターにおいて、差別事例の集約と分析が委託業務化されたことに伴い、積極的に協力する。</u> <u>昨年度は、行政と公共交通に対する相談事例が多かったことに対する課題解決を提案し、事例集積のための一般に周知広報を一層強化する。団体はもとより相談機関へも働きかける。</u></p> <p>社会参加／移動支援：残されている課題、グループ支援型の実践状況の検証と車両移送型の研究、通学支援の円滑実施、精神障がい者の社会参加の促進、<u>身体障害者者に対する「上下肢1級」の利用制限について取り組む。</u></p> <p>社会参加／静岡市重度障がい者等就労支援特別事業の普及促進 これまで、現行の障害福祉サービスでは「経済活動」を理由にサービスの利用ができない仕組みであったが、重度障がい者等（重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者）が就労にあたり必要な身体介護等を令和6年4月より提供することになった。</p> <p>社会参加／移動支援：協会が受託した「従事者養成」のカリキュラムの確認と当事者団体等への協力要請、指定事業所の拡大、さらには修了者の稼働率の向上策にも取り組む。</p> <p>バリアフリー：バスやタクシーの利用の改善など障がいがある人の社会参加を進むよう公共交通事業者に働きかける。 市民と事業所、行政との協議の場の設置を提案する。</p>	◎ ◎ ◎
④	<p>篤志家の寄付による「障がいのある学生についての就学支援のための基金」については、前年度の経験を踏まえ、<u>企画運営委員会にて改善しつつ、令和6年度の運用に向けて必要な協議を行う。</u> <u>同基金の運営（事務管理）のため以外にも、福祉人材の養成も目的とされているので、同委員会での事業化を検討する。</u></p>	◎
⑤	<p>解決が困難な課題については、市議会厚生委員会との話し合いの場を設け、意見交換し、課題共有し、解消改善を目指すよう働きかける</p>	
<b>(4) 静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）</b>		
①	<p>基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援の課題に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に改正された「障害者総合支援法」の施行年であること及び改正の趣旨を踏まえ、地域の中核的な相談支援センターとして、</li> </ul>	◎

	<p>自立支援協議会の機能の強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケースワークをソーシャルワークとして展開する」ことに注力し、地域課題を集約し、その改善に努める。</li> </ul> <p>静岡市においては、平成 24 年度に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所（計 11 ヶ所）が設置され 12 年目を迎える中で、この体制について一切見直しがなされていないことから、<u>運営の状況を共有化し、基幹相談支援センターとの連携、三障害ごとの委託相談の在り方を検討する。</u></p> <p><u>相談者の区割りの徹底、増加する発達障がい者への相談対応等について協議の場を設ける。</u></p> <p><u>相談支援専門員の行動指針を改めて協議</u>する中で、相談支援専門員の役割が、<u>「一人ひとりの利用者が抱える課題を地域の課題として捉えること。地域の課題を明確にし、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用しながら地域資源の改善及び開発を行うこと。人は地域の関係性のなかでこそ育ちあうという地域共生社会の実現に資する取り組みを行うこと。」にあることを再認識し、自立支援協議会、各行政区相談支援連絡調整会議（事務局会議）の機能を活性化</u>する。</p> <p>基幹相談支援センターとして、市内相談支援専門員等に対する実務研修を行い、スキルアップを図る（インテーク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携）。</p> <p>増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを本格化する。（丸投げではなく、共通認識の下で、当協会の関わる頻度を適減させる。）</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
②	<p>虐待防止センターとして当事者の立場に立ち、適切に機能する仕組みづくりに取り組む。</p> <p>虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士など専門職や全市域の関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す。</li> <li>・虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する。</li> </ul>	
③	<p>地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置業務</p> <p>地域生活支援拠点（地域生活支援ネットワーク、「まいむ・まいむ」）において、相談調整コーディネーターを設置し、求められる役割を果たし、地域生活を支援する。</p> <p><u>「緊急に支援が見込めない世帯」の把握に努め、支援世帯をリスト化し、地域の関係機関と共有</u>する。</p> <p>相談支援事業所が持続可能な運営ができるように「機能強化型加算」、「地域生活支援拠点等相談強化加算」、「地域体制強化共同支援加算」等の<u>各種加算制度について周知</u>する。</p> <p>移動支援事業従事者養成研修・強度行動障害支援者フォローアップ研修（静岡市委託）を実施し、障がい者の地域生活支援を担う人材を養成する。<u>移動支援従事者養成研修修了と受講修了者と事業所のマッチング。</u></p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
④	<p>触法系障害者への対応の増加に対し連携会議の開催、関係機関の協力を求めるとともに、静岡トラブルシューターネットワークと協力して人材育成研修を行う。（Keep Safe 研修、司法アセスメント支援研修等）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、更生保護施設、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする。</li> <li>・出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援を行い、地域生活が定着することで、結果として再犯防止につながるよう努力する。</li> <li>・弁護士会と結んだ協定を利用し、更生支援計画を作成し、触法障害者の支援に、市内の委託相談事業所と連携しての支援をすすめ、同事業所等と伴走しながら引き継ぐ方向で取り組む。</li> <li>・<u>更生支援計画の矯正施設での活用通知を踏まえ</u>、出所前後の支援を強化する。 ◎</li> <li>・<u>県地域定着支援センターひまわりとの連携を強化</u>し、矯正施設退所後の地域定着を一層確実なものとする。 ◎</li> <li>・<u>静岡市圏域でKeepSafeプログラム（38セッション）の実施（予定：月2回・R6年～8年2月）</u> ◎</li> <li>・<u>上記のプログラム実践により、KeepSafeインストラクター相互の連携を強化し、地域における「人垣支援」を構築する。</u> ◎</li> </ul>	
---	--

(5) その他の委託事業・給付事業における事業の拡大と支える人材の育成	
① 生活保護精神障害者退院支援事業の推進（委託事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に入院中の精神障がい者で、生活保護を受給している方の地域移行を支援する。（GHの体験利用の活用や退院後の診療体制の調整。）</li> <li>・地域移行の実現について、各区生活支援課、関係機関と連携して進め、地域で安心して暮らせるような支援体制を作る。</li> </ul>	
② 地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設、精神科病院、矯正施設、救護施設等から地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する。</li> </ul>	
③ 自立生活援助（個別給付）の実施（R4年9月事業所指定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で一人暮らしを希望する障がいのある方に対して、日常生活の見守り、相談、精神科通院支援等のサービスを提供し、地域生活を支援する。（本人主体の姿勢に徹し、過不足ない支援を心がける。）</li> </ul>	
④ <u>静岡市が行う、「入院者訪問支援事業」に参画する。</u> ◎ <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>精神科で、医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院治療を行っている方については、医療機関外の人との面会交流が時に途絶えやすくなることを踏まえ、入院患者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由による支援が必要と考えられる方に対して、必要に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供などを役割とした訪問支援員の派遣を行う事業。</u>（牧野・堀越がR5年度訪問支援員養成研修修了者）</li> </ul>	
⑤ <u>職員給与を見直し、職員の労に報いるとともに、多様性を認め合う職場風土を確立して、グループ・スーパーバイズに取り組む。</u> 地域の相談支援事業所、主任相談支援専門員との交流を深め、全般的な人材の養成とリーダーの育成を図る。 ◎	
⑥ <u>社会福祉士実習施設としての資格を今年度備えたので、社会福祉士の受験資格取得のための研修の受け入れをして、人材育成に務める。</u> ◎	

# 静岡市障害者相談支援推進業務の概要





# (1) 基幹相談支援センター事業

## ① 総合的・専門的な相談支援の実施

ア	<b>総合的・専門的な相談支援事業</b>
	障害の種別や各種ニーズに総合的かつ専門的に対応し、障害者等及び保護者等からの相談に対し、福祉サービスの利用等に関する支援及び障害や疾病の理解に関する支援等、当該業務の目的を達成するために必要な支援を実施すること。
イ	<b>困難事例への対応</b>
	地域の相談機関にて支援が困難化し、専門的な相談支援等が必要となる事例について地域の相談機関からの要請に基づき支援の引継ぎを受け、対象者への相談支援を実施すること。
ウ	<b>障がいを理由とする差別に関する相談支援事業</b>
	窓口を設置し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条に規定する障がい者及びその家族その他の関係者から障害を理由とする差別に関する相談事例を障害者相談支援事業所から収集し、当該窓口で対応した相談事例と合わせて分析し、市に報告すること。

# (1) 基幹相談支援センター事業

## ①総合的・専門的な相談支援の実施

### エ 個別支援計画の作成支援事等

障害福祉サービス事業又は障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）が実施する障害福祉サービスに係る利用者の動向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）の作成について、障害福祉サービス事業所から要請を受けて、助言・指導等の支援を行うとともに、複数の障害福祉サービス事業所が実施する障害福祉サービスを利用する障害者等及び保護者等から要請を受けて、統一的な個別支援計画（週間のケア計画等）を作成すること。

なお、当事業の対象者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条第17条の規定に基づく **計画相談支援の対象者として支給決定を受ける者を除くものとする。**

### オ 個別支援会議（ケース会議）の実施

困難事例への支援を円滑に実施するため、障害者等及び保護者等と市、障害福祉サービス事業者等及び医療機関等の関係機関とが連絡調整を行うための個別支援会議（ケース会議）を開催し、障害福祉サービス利用等（インフォーマルなものを含む。）の調整を実施すること。

# (1) 基幹相談支援センター事業

## ②地域の相談支援体制の強化の取組

ア	<b>地域の相談機関への助言・指導</b>
	他の相談支援事業者、民生委員、障害者相談員、保健医療機関、教育機関及び就労機関等にて行われる相談支援について、専門的な立場から助言・指導を行うこと。
イ	<b>地域の相談支援事業者の人材育成支援</b>
	研修会の企画・運営や事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等により、地域の相談支援事業者の人材育成を支援すること。
ウ	<b>静岡市障害者相談支援連絡調整会議全体会議の運営</b>
	行政区障害者相談支援連絡調整会議では解決が困難な地域課題及び自立支援協議会の議題調整等に関する協議を行うため、静岡市障害者相談支援連絡調整全体会議を設置・運営すること。
エ	<b>行政区障害者相談支援連絡調整会議の運営支援</b>
	地域の障害福祉関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、障害者相談支援事業者が設置・運営する、行政区障害者相談支援連絡調整会議について、専門的な立場からの助言・指導を行い、運営を支援すること。

# (1) 基幹相談支援センター事業

## ②地域の相談支援体制の強化の取組

才	静岡市障害者自立支援協議会の運営への協力
	静岡市障害者自立支援協議会への出席、資料提出及び報告等により、協議会の運営に協力すること。
力	地域の相談機関との連携強化
	相談支援事業者、民生委員、障害者相談員、保健医療機関、教育機関及び就労機関等の地域の相談機関を強化するため、静岡市障害者自立支援協議会関係会議を活用するほか、連携強化のための取組を実施すること。

# (1) 基幹相談支援センター事業

## ③ 地域移行・地域定着の促進の取組

ア	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務を行うこと。
イ	障害者支援施設や精神病身等への地域移行に向けた普及啓発を行うとともに、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行うこと。

## (2) 障害者相談支援推進事業

### ① 障害者110番

	障害者等及び保護者等からの日常相談、権利擁護相談に対し、障害種別ごとの障害者相談員等が、相談実施を行うこと。			
ア	相談受付時間			
	午前9時から午後5時まで			
イ	障害者相談員対応日時			
	身体障害	毎週水曜日	午前10時から4時まで	(補足 市から委嘱された身体障害者相談員が対応)
	知的障害	毎週火曜日	午前10時から4時まで	(補足 市から委嘱された知的障害者相談員が対応)
	精神障害	毎週木曜日	午前10時から4時まで	(補足 家族会役員の方が対応)

# (2) 障害者相談支援推進事業

## ② 障害者相談員活動強化業務

	障害者相談員の設置に係る事業として、次の業務を行うこと。
ア	障害者相談研修会の開催
	障害者相談員の知識及び技術向上のため研修を次のとおり開催すること
	(ア) 全体研修会 年1回以上開催
	(イ) 障害種別研修会 各年1回以上開催
イ	障害者相談員利用者アンケートの実施
	障害者相談員設置事業の改善のため、相談サービスの利用者を対象にアンケートを実施すること。
ウ	活動に関する報告書等の内容確認
	各障害者相談員が作成した業務日誌及び活動状況報告書の内容を確認し、必要があると判断した場合は、活動に関する指導を行うこと。

## (2) 障害者相談支援推進事業

### ② 障害者相談員活動強化業務

工	障害者相談員のコーディネート
	受託者に寄せられた相談のうち、障害者相談員が解決できるものは障害者相談員に引き継ぐこと。また、障害者相談員から困難事例の相談があった場合は、適切な相談支援を実施すること。
才	障害者相談員の中途解約に関する連絡
	障害者相談員の中途解除を知ったところは速やかに連絡すること。



## (2) 障害者相談支援推進事業

### ③ 身体障害者補助犬事業

身体障害者補助犬法25条第1項に基づき、身体障害者補助犬に関する苦情申出窓口及び補助犬専門窓口として、身体障害者補助犬に関する専門的な相談支援を行うこと。

(補足 静岡県補助犬支援センターと連携して実施)

## (2) 障害者相談支援推進事業

### ④地域生活及び社会参加推進事業

障害者の地域生活を推進するために必要な調査等の実施や、障害者等の芸術・文化活動及びスポーツの推進、障害についての理解促進・普及啓発活動の実施等、障害者等の地域生活及び社会参加を推進するとともに、障害者相談支援事業の推進にあたり必要な事業を実施すること。

具体例 差別解消・社会参加委員会の開催  
障害者プラン勉強会の開催  
防災委員会の開催  
静岡市こころのバリアフリーイベントへの協力等

### (3) 地域定着支援センターとの連携強化事業

①	地域定着支援センター等からの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、矯正施設等退所者等（以下、退所者等という。）の意向、状態を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた退所者等や地域定着支援センターとの調整を行うこと。
②	退所者等を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図るためのコンサルテーションを行うこと。
③	退所者等への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入れが可能な事業所の増加のため、退所者等への対応に係る研修を年2回目安に開催すること。
④	退所者等が円滑に福祉サービス等を利用できるよう、地域定着支援センターと年6回を目安に情報交換の場を設けること。

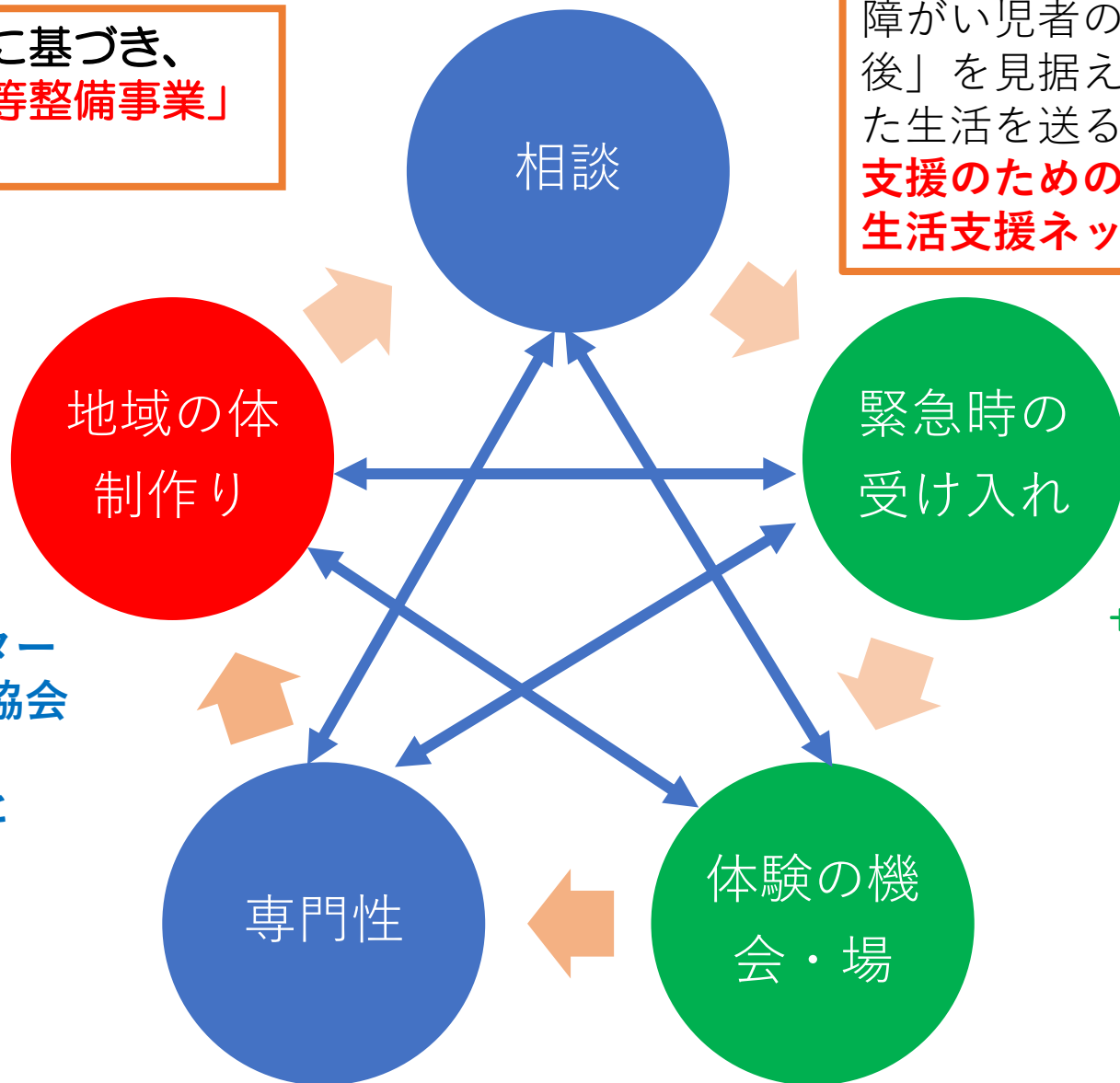
## (4) 障害者虐待防止センター事業

- |   |   |
|---|---|
| ① | 障害者虐待防止法第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出若しくは第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届け出を受理すること。 |
| ② | 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。                           |
| ③ | 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動を行うこと。  |
| ④ | 虐待通報受理後48時間以内に関催される虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議へ出席すること。   |

地域生活ネットワークの概要  
まいむ・まいむの「居住支援のための五つの機能」

静岡県障害福祉計画に基づき、  
「地域生活支援拠点等整備事業」  
として実施

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が地域で安心して生活を送ることができるように、「居住支援のための五つの機能」を備えた「地域生活支援ネットワーク」を構築する。



整備の手法：面的整備  
静岡市圏域全体の関係者で  
まいむ・まいむ

サービス調整コーディネーター  
(社福) 花園会  
百花園宮前ロッヂ

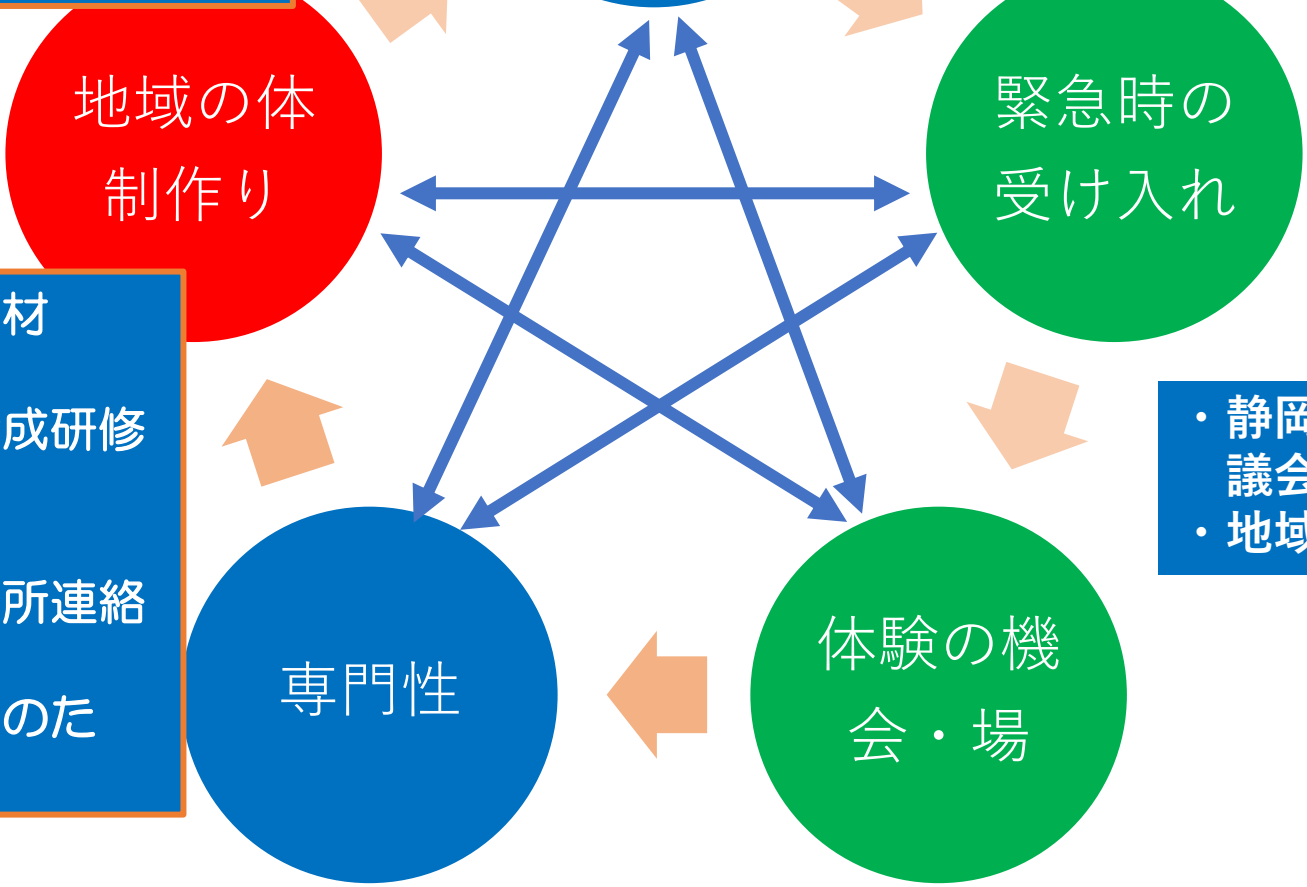
相談調整コーディネーター  
(NPO) 静岡市障害者協会

基幹相談支援センターと  
連携

# 相談調整コーディネーター業務の概要

「地域の体制づくり」機能  
ア 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握  
イ 同上連絡会参加事業所の質の向上支援  
ウ その他

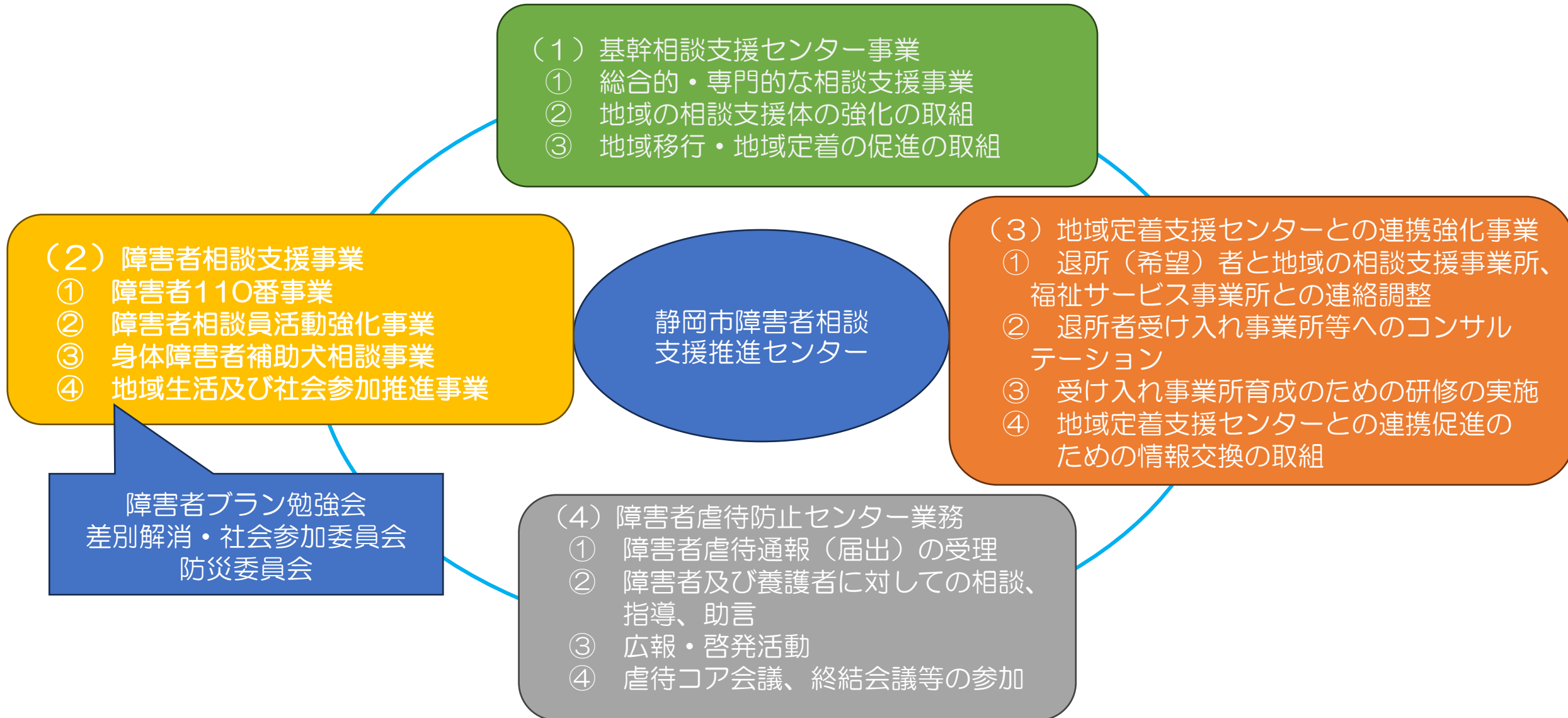
「相談」機能  
ア 相談支援事業所との機能強化  
イ 緊急時の支援が見込めない世帯を把握するための取組  
ウ 相談支援体制が十分に整備されない地域での相談会の開催



「専門性」機能 専門的人材を育成する研修の実施  
ア 移動支援事業従事者養成研修  
イ 強度行動障害支援者フォローアップ研修  
ウ 障害福祉サービス事業所連絡会向け研修  
エ その他専門的人材育成のために必要な研修

・ 静岡市障害者自立支援協議会等との連携  
・ 地域との連携

## 参考：基幹相談支援センター業務内容の概要



# (1) 相談調整コーディネーター業務

5つの機能を運用するため、サービス調整コーディネーターとともに、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項の規定に基づき「静岡市自立支援協議会」や自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター等と連携して、次の事業を行う。



# (1) 相談調整コーディネート業務

## ① 「相談」機能

### ア 相談支援事業所との機能強化

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）を選択する指定・特定相談支援事業所及び機能強化型（継続）障害児利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）を選択する障害児相談支援事業所と連携し、機能強化型の取組についての説明会を年1回以上

（R5年度 相談支援部会勉強会と連携）

### イ 緊急時の支援が見込めない世帯を把握するための取組

（R5年度、地域包括支援センター等にアンケート実施）

### ウ 相談支援体制が十分に整備されない地域での相談会の開催

（R5年度葵区 美和包括相談会と連携、服織・安倍包括との次年度開催に向けての協議）

（R5年度駿河区 丸子・長田地区で実施）

（R5年度清水区 蒲原・由比地区で年6回実施 R6年度：6月より毎月開催）

# (1) 相談調整コーディネータ業務

## ② 「専門性」機能

### ア 移動支援従事者養成研修

- (ア) 指定カリキュラムに沿った、知的障害児者、精神障害者にかかる移動支援従事者養成研修の実施。(講義：8科目 13時間、演習：知的障がい分野3.5時間 精神障がい分野2.5時間 計19時間)
- (イ) 開催回数 2回/年
- (ウ) 静岡市内に居住又は通勤、通学している高校生以上の人または静岡市内で移動支援事業に従事する意思のある高校生以上の人
- (エ) 募集人数 60人(1回定員30人以上)
- (オ) 修了要件 全日程(講義・演習)に出席した者を修了とする。
- (カ) 研修事務
  - a.運営会議の開催 b.研修日程の調整 c.研修会場確保 d.講師選定・連絡調整
  - e.受講者募集・広報 f.受講者応募受付・連絡調整 g.受講者及び演習協力事業所と演習日程調整 h.テキスト及びその他の資料準備 i.受講者の保険加入
  - j.講師及び演習協力事業所への金支払い k.研修当日の運営 l.受講者アンケートとりまとめ m.受講者が作成する演習実施上酷暑のとりまとめ
  - n.修了証書の作成・修了者への送付

# (1) 相談調整コーディネート業務

## ② 「専門性」機能

### イ 強度行動障害者フォローアップ研修

(ア) 強度行動障害支援者養成研修修了者を主な対象とし、強度行動障害者支援の基礎知識を固め

実践に繋がる内容の研修を実施する。

- (イ) 研修事務 a.運営会議の開催 b.研修日程の調整 c.研修会場確保 d.講師選定・連絡調整  
e.受講者募集・広報 f.受講者応募受付・g.テキスト及びその他の資料準備  
h.研修当日の運営 I.受講者アンケートとりまとめ

### ウ 障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所職員向け研修

(ア) 研修内容

各障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所職員が現場での支援に直結するスキルを身に付けることができる研修を実施する。具体的な実施内容については、障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所の意向を踏まえて決定する。

(イ) 開催回数

3回／年を目安とする。

- (ウ) 研修運営事務 a.運営会議の開催 b.研修日程の調整 c.研修会場確保 d.講師選定・連絡調整  
e.受講者募集・広報 f.受講者応募受付・g.テキスト及びその他の資料準備  
h.研修当日の運営 I.受講者アンケートとりまとめ

(エ) その他専門的人材育成のために必要な研修

# (1) 相談調整コーディネーター業務

## ③ 「地域の体制づくり」機能

### ア 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握

放課後等デイサービス事業連絡会、児童発達支援事業所連絡会、保育所等訪問事業連絡会、就労移行支援事業所連絡会に参加し、活動状況や連絡会での課題を把握する。

### イ 障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所の質の向上支援

上記の相談調整コーディネーターが参加する連絡会参加事業所のサービスの質の向上を目指した事例検討会若しくは勉強会を年1回以上開催するための調整を行う。

## ④ 必要に応じてサービス調整コーディネーターが実施する入所施設連絡会、短期入所事業所連絡会開催事務の補助を行う。

## ⑤ その他として、事業所間の連絡調整、関係者会議の開催、各種会議への出席等

## (2) 静岡市障害者自立支援協議会等との連携

① サービス調整コーディネーターとともに、地域のネットワークづくりについて静岡市障害者自立支援協議会（専門部会含む）との検討や事業報告等を行う。

ア 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握

放課後等デイサービス事業連絡会、児童発達支援事業所連絡会、保育所等訪問事業連絡会、就労移行支援事業所連絡会に参加し、活動状況や連絡会での課題を把握する。

イ 障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所の質の向上支援

上記の相談調整コーディネーターが参加する連絡会参加事業所のサービスの質の向上を目指した事例検討会若しくは勉強会を年1回以上開催するための調整を行う。

② サービス調整コーディネーターと役割を分担し、以下の会議等の運営を行う。

ア 静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会

(ア) 協議事項 委託者、静岡市障害者自立支援協議会地域生活部会員等と協議し決定する。

(イ) 開催回数 2回/年を目安とする。

(ウ) 参加依頼機関 静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会会員、行政関係機関、その他受託者が必要と認める機関

(エ) 部会運営事務 a.開催日程調整 b.会場確保 c.開催通知送付 d.当日資料の調整  
e.当日の会の運営 f.会議録の作成

## (2) 静岡市障害者自立支援協議会等との連携

② サービス調整コーディネーターと役割を分担し、以下の会議等の運営を行う。

### イ 日中サービス支援型指定共同生活援助事務評価委員会

- (ア) 内容等 評価委員による日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価の取りまとめ  
(事業所訪問による評価、書面での評価)、次年度訪問事業所の選定、次年度  
評価委員会の在り方の検討
- (イ) 開催回数 2回/年を目安とする。
- (ウ) 参加依頼機関 静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員、日中サービス  
支援型指定共同生活援助事業所、行政関係機関、その他委託者が必要と認  
める機関
- (エ) 運営事務 a.日中サービス支援型指定共同生活援助事業所へ資料作成依頼 b.評価委員の  
担当事業所の割り振り c.事業所訪問日程調整 d.委員会開催日調整 e.委  
員会開催会場確保 f.委員会当日の資料調 g.委員会当日の運営 h.委員会  
終了後の評価の取りまとめ i.日中サービス支援型指定共同生活援助事業所への  
評価シートの追記依頼 j.会議録の作成 k.共同生活援助事業所連絡会への  
評価結果の共有

③ 各区連絡調整会議へ出席し、事例や課題の情報を共有するとともに、必要に応じて課題解決にあ  
たったの検討を行う。

## (3) 地域との連携

障害福祉に限らず、自治会・町内会、医療機関、民間企業、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、静岡市ひきこもり地域支援センター、静岡市民生委員・児童委員協議会等と連携、協働した事業実施に努めること。また、上記関係機関に地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの整備状況を周知し、今後の連携方法についての検討を行う場を年1回以上設けること。

◎本年度は、自治会・町内会、関係福祉団体、障害福祉事業所等に対して、ハザードマップの確認、「災害時要配慮者の避難行動、避難支援、個別避難計画等について、アウトリーチの形で支援活動を行う。

令和6年度 障害福祉サービス事業（給付事業）事業計画

1 事業の種類	地域移行支援（指定番号2234200075）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 所在地	静岡市葵区1番1号静岡市中央福祉センター
4 管理者氏名	牧野善浴
5 令和6年度の課題	事業の周知と事業所数の拡大 令和6年度報酬改定により、障害者支援施設、共同生活援助事業所等からの地域移行が推進される中で、市内事業所が2か所のみであり、委託相談支援事業所・計画相談支援事業所への併設を進める。

1 事業の種類	自立生活援助（指定番号2214201606）
2 名称	静岡市障害者相談支援推進センター
3 所在地	静岡市葵区一番町 番地 静岡市番町市民活動センター
4 管理者等氏名	牧野善浴 / サービス管理責任者 木村純子
5 令和6年度の課題	現状の利用者2名は、標準支給期間1年を1年間延長し、再延長はできないことから、支援終了を円滑に行う。 事業の周知と事業所数の拡大 令和6年度報酬改定により、障害者支援施設、共同生活援助事業所等からの地域移行が推進される中で、市内事業所が1か所のみであり、一人暮らしを見守る事業所が絶対的に不足しているため、委託相談支援事業所・計画相談支援事業所の併設を進める。 （併設の場合はサービス管理責任者は設けないでよいメリットがある。）